条例の点検・見直しシート

			作 成		年月日		平成24年6月25日						
条例の題名 三重!		三重県の事務処理の特例に関する条例	公	布	ī	日					4	Z成 12	年3月24日
条例番号		平成12年三重県条例第2号	直	近改	Z II	П					7	Z成 24	年 3月27日
所管部局課		地域連携部市町行財政課	電	話	番	号						059	-224-2170
		地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づを市町が処理することについて定めるものである			「の	権限	に属す	する事	務(の一部		例の 類型	委任型
視点	項目			[1	答	14		検 	討	内	容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥 性を有している。			i は	۱۱		た	条例	E定d	りること	ととして	おり	の規定に基 これに規定 取り組んで
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が められる。			゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	١١		り果か	条例	المت	規定	するこ	ととなっ	の規定によっている。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			は	١١						移譲る		事務は、現
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 い。			該	当な	ìU							
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。			゛は	۱۱		地方 以権 行う必	限移制	を行	12条 の プラ際 (017 <i>0</i> 22 こは、!	第1項 果が条	の規定によ 例を定めて
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			は	١١						217の2 ととして		の規定に基
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			ぱは	١١								
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			該	当な	ìU							
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			は	ιı						り腹の れてい		規定するこ
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			は	ιı			ケビジ	ョンド	こおい			市町への権
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けるとはない。			: は	ιı								
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			゛は	ιı								
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			は	ιı								
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			は	١١								
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			は	١١								
公平性 その他	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正でる。			; は	ιı							事務経	費について る
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			は	l I		いるた	める	B 接 T	可の		きはあ	て規定して るが、全て
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			は	١١							事務経してい	養について る。
	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該	当な	ìU							
	市町等力	いら条文の改正を求める意見を受けていない。		は									
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理由由	-	\bot	特	<u> </u>	記	事	Į	Į	見直	 , ı.=	有効期限
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の要はないと考える。	の必	,							関す	oに る規 有無	に関する 規定の有 無
												無	無